

令和元年 第3回天城町議会定例会

第 4 日

令和元年9月6日（金曜日）



令和元年第3回天城町議会定例会議事日程（第4号）

令和元年9月6日（金曜日）午前10時開議

開議

- |        |        |                                       |      |
|--------|--------|---------------------------------------|------|
| ○日程第1  | 議案第34号 | 天城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について     | 町長提出 |
| ○日程第2  | 議案第35号 | 天城町税条例の一部を改正する条例について                  | 町長提出 |
| ○日程第3  | 議案第36号 | 天城町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について           | 町長提出 |
| ○日程第4  | 議案第37号 | 天城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について           | 町長提出 |
| ○日程第5  | 議案第38号 | 天城町災害対策本部条例の一部を改正する条例について             | 町長提出 |
| ○日程第6  | 議案第39号 | 天城辺地に係る総合整備計画の変更について                  | 町長提出 |
| ○日程第7  | 議案第40号 | 電算用関連機器共同調達物品売買契約について                 | 町長提出 |
| ○日程第8  | 議案第41号 | 令和元年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第3号）について         | 町長提出 |
| ○日程第9  | 議案第42号 | 令和元年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第2号）について | 町長提出 |
| ○日程第10 | 議案第43号 | 令和元年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第2号）について   | 町長提出 |
| ○日程第11 | 議案第44号 | 令和元年天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算補正（第1号）について | 町長提出 |
| ○日程第12 | 議案第45号 | 令和元年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算補正（第2号）について   | 町長提出 |
| ○日程第13 | 議案第46号 | 平成30年度天城町一般会計歳入歳出決算の認定について            | 町長提出 |
| ○日程第14 | 議案第47号 | 平成30年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について    | 町長提出 |
| ○日程第15 | 議案第48号 | 平成30年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について      | 町長提出 |
| ○日程第16 | 議案第49号 | 平成30年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について   | 町長提出 |
| ○日程第17 | 議案第50号 | 平成30年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について      | 町長提出 |

散会

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平岡寛次君	2番	喜入伊佐男君
3番	吉村元光君	4番	奥好生君
5番	昇健児君	6番	大吉皓一郎君
7番	久田高志君	8番	秋田浩平君
9番	上岡義茂君	10番	松山善太郎君
11番	前田芳作君	12番	柏井洋一君
13番	平山栄助君	14番	武田正光君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 藤井恒利君      議会事務局書記 宇都克俊君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	森田弘光君	教育長	春利正君
教委総務課長	基田雅美君	会計課長	張本康二君
社会教育課長	神田昌宏君	総務課長	米村巖君
税務課長	岸恭聖君	企画課長	前田好之君
保健福祉課長	碓本順一君	建設課長	昇浩二君
水道課長	柚木洋佐君	農業委員会事務局長	上松重友君
農政課長	福健吉郎君	農地整備課長	大久明浩君
町民生活課長	森田博二君	商工水産観光課長	祈清次郎君
選挙管理委員会書記長	山田悦和君	総務課長補佐	中村慶太君

△ 開議 午前10時00分

○総務課長（米村 巖君）

（中断）おはようございます。今、議長からの申し出がありましたので、昨日の一般質問に対しての説明をさせていただきたいと思います。（「議長、その前に、きのうの質疑の答弁の中に、調停中という言葉を出したでしょう、それはどうします」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

この説明を聞いて、その後で、その処置に対しては。

○総務課長（米村 巖君）

改めまして、おはようございます。

それでは、平成31年2月7日に、徳之島簡易裁判所へ、天城町防災センターの新築工事、それと、新築工事ですので、完成検査を含んだ全てのものに対して、損害賠償請求調停事件として、瀏上建設工業と天城町に調停の申し立てがありました。申し立て人としまして、株式会社徳山建設より2社に対しての調停であります。

以上ですということで、昨日は調停という言葉で答弁は控えさせていただきますということで回答をさし上げました。

○議長（武田 正光議員）

ただいまの説明についての質疑は受け付けませんが、昨日の議事録について、調停中という文言を削除するかしないかについて、ひとつ皆さん方で意見を出していただきたいと思います。（「どういった関係、関連がある、気になります。完成検査をしているかどうかちゃんとその日に間に合っているかというだけの確認だけ」「だから、質疑に対して答弁で調停という答弁が返ったわけよね。出していけないものを出してあるもんだから問題になっているだけであって」と呼ぶ者多し）

○総務課長（米村 巖君）

完成検査は適正に行われましたという答弁をいたしましたので、それに対してはどうかと。私は完成検査としては、適正に行われているという報告を受けていますので。だから、いいですか。これもう答弁に。先ほど私が申し上げた調停の中に、完成検査も含んだ中で、要するに損害賠償責任の事件が発生していますので、完成検査は、私たちは適正に行われたということで主張していますので、その辺の中では、私たちとしては、完成検査は適正に行われましたということです。（「型枠を組んだままで、完成検査をしていいのという問題よ」と呼ぶ者多し）

それについてまた、（「普通あり得ないでしょう」と呼ぶ者多し）

あれは、だから、写真が中間検査の中での写真で型枠なのか。（「完成もだけど

も、きのうの答弁で認めている。仮枠としたまま答弁終えている。強度を保つためと、その後の塗装をするために、養生のために仮枠を残したまま完成検査をしたと答弁しているのよ」と呼ぶ者多し)

○議長（武田 正光議員）

監査検査が云々、これはもう完成検査を済ませて、その後の業者同士の調停に入っているわけですから、そこまで踏み込んで、また執行部から、今調停係争中のものについて具体的に説明をさせるというのはちょっと無理じゃないかなと。（「そのよしあしは別にして、その徳山さんが、その検査に対しても何か他に申し立てをしているの」と呼ぶ者多し）

○総務課長（米村 巖君）

検査に対してはあります。（「検査が済んでいないとか言っているわけ」と呼ぶ者多し）

そうです。

○議長（武田 正光議員）

このことについて、今係争中ですから、その係争が終結した時点で、また執行部から恐らく説明もあるだろうし、我々もまたその内容について具体的に説明を求めるといことになると思いますので、ただいまの昨日の執行部の説明の補足説明については、質疑をするということはいたしませんので、よろしいですね。（「余計わからなくなってきました、そんなことを言われると。役場が、係争、いろいろ調停をされているのは、要するに淵上さんの中では全然別個の問題なんです。その徳山さんが申し立てているのは、淵上さんに申し立てを何か調停を出しているのと、役場に調停を出したのとは全然別個な問題なわけ。わかる。役場が、徳山さんとやっているのは、ただその検査を通したということだけね、品質は絡んでいないの」と呼ぶ者多し）

○総務課長（米村 巖君）

その後のこともきのうちょっと若干触れたんですが、建築の場合は、1工区、2工区と分けて発注してありますので、その中でぴしゃっと土木工事のように、もう真っ二つ分けて云々とできませんので、建築は、その中での取り合いの中で、それを工程会議の中で、きのう建設課長がお話したように、ああいう大きな工事については、会議の中でずっとお互い現場代理人と設計屋の管理としながらやっていくわけですから。その中での申し立てでありますので、だから、要する、工事が終わっていないのに検査をしたとか、その辺なんかも含まれているものですから、完成検査を。町としては検査の中でしましたよということを出しているわけですから。

（「3月24日以降、淵上さんは撤収している。あそこに居たよ。大丈夫。事務所

があったから何していたのか。ものを引き受けて引き渡して」と呼ぶ者多し)

○議長（武田 正光議員）

この件については、先ほど申し上げましたように、質疑ということでは受け付けませんので。（「議長、全く特別委員会設けるわけにもいかんし、また、だからといって、ここまで何か変な話になってきよる、調停問題までなっているのに、ある程度話がわからないと、その特別委員会を置く置かないという判断の考える資料だけは開示できるのはしないと、その特別委員会を置くか置かないかということにかかると、できる範囲ではということ」と呼ぶ者多し)

ですから、その件についても、今係争中だから、我々議会に特別委員会を設置するしないは前後もすると思うんです。結論が出ないのに、執行部のいろんなのを検閲していくということが果たしていいのかどうか、そこら辺は全員協議会で決めてもらわないと。いいですね。

ただいまから本日の会議を開きます。

直ちに、本日の日程に入ります。

△ 日程第 1 議案第 3 4 号 天城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（武田 正光議員）

日程第 1、議案第 3 4 号、天城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

皆さん、おはようございます。それでは、議案の提案理由を説明させていただきます。

議案第 3 4 号、天城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、ご説明いたします。

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

地方公務員及び地方自治法の一部改正に伴い、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職、非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件を厳格化していくものでございます。

以上、説明いたしました。ご審議をよろしく願います。

○議長（武田 正光議員）

これから質疑を行います。

○10番（松山 善太郎議員）

新しい公務員法を持っていないもので大変申しわけないんですが、そこにある24条の第5項というのと、地方公務員法第22条の2第1項に規定するというのがあります。これについて、まず説明をお願いします。

繰り返します。第1条に地方公務法第24条第5項というのと、地方公務員法第22条の2第1項というのがあります。これについてまず説明をお願いします。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

24条、給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準ということで、24条第5項、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定めるということになっております。22条の第1項。これは、条件つき採用ということで、職員の採用、全て条件つきのものとし、当該職員その他職において、6月を勤務し、その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。この場合において、人事委員会等は、人事委員会規則で、地方公共団体で定めるところにより、条件つき採用の期間を1年に至るまで延期することができるとうたわれています。

○10番（松山 善太郎議員）

この会計年度任用職員というのは、毎年毎年辞令を出して更新するわけですか、そこら辺について。

○総務課長（米村 巖君）

4月1日から3月31日までということになります。

○議長（武田 正光議員）

よろしいですか。

○10番（松山 善太郎議員）

今の件について、ということになりますと、悪い言葉でいえば、いつでもやめさせられるということになるわけですか。いつでもやめさせることが可能ということになるわけですか。それとも、この間から問題になっているように、労働基準法あたりで縛りがあって、そうはいかないというもんですか。

○総務課長（米村 巖君）

妨げないということになっていきますので、やはり1年間の雇用期間中に、職員と同じような待遇ですので、倫理、いろんなその中であると解雇はできるというのでうたわれていますので、それは妨げないという解釈でよろしんじゃないかと思えますけど。

○10番（松山 善太郎議員）

大事なことですので、念のために会議録に残すために、町長、今の件ですけど、要するに、余り気に入らんからといって、今まであるわけですので実際に、この会計年度職員というのは、そういったことはできないという解釈でいいんですか、お互いと一緒の身分で、今、そこにいる役場の職員と同じ身分的な取り扱い。

○総務課長（米村 巖君）

職員と同じような待遇ということになりますので、やはり、今松山議員がおっしゃる懲罰云々という中では、要するに解雇、雇用止めができるという形にはなりません。それが無い限りは、この会計年度任用期間中は雇用はできるという解釈、一応今回の条例は、フルタイムとパートタイムの条例を設定しますが、その中でフルとパートの違いも出てきます。それを規則等で定めていくということですので、今の質問からすると、こういう事例がありましたら解雇はできるということで解釈いただければと思います。むやみやたりにはできないと。

○10番（松山 善太郎議員）

町長、今の解釈でいいです。

○町長（森田 弘光君）

お答えします。

私が一番心配しているのは、出発はどうするかということでありまして、身分が保障されてきますので、今の方々、190何名という方々がそのまま来年の4月から移行されるかという、私はそうはいかないのかなというふうに思っております。1回どこかで、今の状況の中でしっかりと1回切って、そしてまた、新規採用という形の中で、公務員と同じような形で働いていただくということになるというふうに私は認識しております。

○10番（松山 善太郎議員）

過去幾多例がありますけど、そういったことはないという解釈で了解しておきます。

今、まさに町長がおっしゃったんですが、その190名の中には20代もいれば、50代もいれば、ひょっとしたらかなり高齢の方もいらっしゃるかもわかりません。役場の場合は、今35歳以下という一つの規約があります、新規採用の場合に。それは、今回適用するのかどうか、その190名に。そうではなくて、今いる方たちは、40代でも、50代でも、勤務している年数に応じて優先的に採用するのか、それとも、もう今言ったように、一律とりあえず35歳以下で線を引いて、次、45歳、50歳というぐあいに、一定のどこまで持っていくのかどうか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

あとは基本的なところは、規則の中で定めていくということになると思いますけども、この条例の基本的な精神の中で、私たちは、いわゆる役場の正規職員、35歳ということで、今、これも私たちの基準としてやっているわけですけども、これは適用しないという考え方で進めていきたいと思っています。

○10番（松山 善太郎議員）

職務の級があるんですが、例えば、1級で採用すると、14万4千円ですか、2級で採用と19万4千円、給料が5万も違うわけです。ここら辺を、で次にいきますと、1級というのは、定型的または補助的な業務、2級は、相当の知識または経験を必要とする職務、たったこれだけなんです。誰が考えてもそう簡単に判断できないようになっているわけです。だけど、どっちにいくかで、給料が5万も違うとなると、当人たちにとっては大変な問題であります。また、それを右か左に振るいにかける町長も大変だと思いますが、ここら辺、ある程度の基準、例えば、今まで5年以上いるとか、10年以上いるとか、役場にずっと勤務している方がいらっしやいます。そこら辺のある程度の基準とか、10年以上役場で、ずっと同じところでやっている人は2級にするとか、入ってすぐの1、2年の人は1級にするとか、あるいは、資格を持っているとどうとか、ここら辺はある程度の目安みたいのを決めたい方がいいんじゃないかなと思うんですが、いかがなもんですか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

今、松山議員からおっしゃったように、まさしくそうだとということで、今、私たちが動いております。だから、今回の一般質問の中でもちょっとありましたけど、やはり、今、雇用されている方々の給与、給与というか賃金、その辺の最高位をとって、この級に与えていこうというような考えで、今進んでいます。今もらっているのより、要するに下がったらいけないということで、その中で、やはり、今、私たちが思っているのは、格差があつたらいけないという、事務の内容的にもよります。それで、この間お話したように、その募集をかける時点で、やはり、一般事務補助なのか、専門の分野なのかということで募集をかけて、その中で給料の制定、今まで継続の方については、直近の給与を割り当てていくということで、これは、やっぱり偏つたらいけないということで、3町、大島郡ある程度、その辺の中で進めましょうということで、先日、総務課長会の中でも申し合わせはしてあります。

○10番（松山 善太郎議員）

そこら辺は大まかに確認しておいて、あとは、その中のちょっとしたものがありまして、第11条の2項というのをごらんになっていただけますか。前項の規定によるというところからなんですが、ここにどうも気になるのがあるんですね。夕べ

見たもので、一晩寝たらかなり忘れていたところもありますが、これどうも準用するというのと、その規定というのは、ここは、宿日直と夜間と休日勤務なんです、もともとの給与条例とこれ準用するというのと、ここに書いてあるのと合っていないような気がするんですが、例えば、第10条の規定というのは、夜間勤務なんです。準用する給与条例の第12条というのは、ここは休日になっているんです。どうも対応していないような気がするんですけど、これは、準則みたいなのがあってつくったわけですか、それとも独自ですか。私のとこの条例のとり方がじゃあ間違っているのか。古い条例と合わせたんですけど、ここ間違っているような気がするんですが。

あとこの上のほうです。第8条の1項の真ん中あたり、任用職員について、定められた勤務時間において、括弧書きがあります。以下、この条において、正規の勤務時間というよと。この勤務時間というのが下のほうに出ていないんですけど、8条はもうそこで終わりですので、以下、この条においてという勤務時間出てこないんです。その次も一緒です、第9条も。以下、この項において正規の勤務時間というとありますけど、これもおかしいです。上のほうは、この条であって、ここにくると、この項になっている。そこにも、あと正規の勤務時間というのが出てこないんです。次あたり、総務課長であれば、念のためというかもわかりませんので、次行ってみます。第10条にも同じようなのがあります。だけど、そこには、括弧書きで正規の勤務時間というというのはないわけです。ということになると、これは、入れなくてもいいようなの、余分なのが入っているというような気がするんですが、この条にもない、この項にもないわけですので。

○総務課長（米村 巖君）

今、松山議員から御指摘ありましたように、ちょっと確認をして、整合性をちゃんとしてやりたいと思っています。私たち自体も、法にのっとって、法の中で示された中でつくっております。うちの町の条例と整合性があるというので私のほうは解釈していましたが、その辺がちょっと読み違いがあるのか、言葉の表現なのかというのを、また確認をさせていただきます。

○議長（武田 正光議員）

暫時、休憩に入ります。

休憩 午前10時26分

---

再開 午前11時12分

○議長（武田 正光議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務課長（米村 巖君）

済みません。長らくお待たせして申しわけありません。

皆さんに提案しました費用弁償に関する条例の2ページの第11条が、ダブリがあったり、二重表現したりということで、削除をするところも出てきておりますので、最終本会議の中で差しかえさせていただきたいなと思いますが、よろしくお願いたします。

○議長（武田 正光議員）

これ以外に質疑ございませんか。

○6番（大吉 皓一郎議員）

これに移行するに当たりまして、会計年度でありますので、その年々で採用されると思うんですが、その件と、採用に対する審査というんですか、面接するとか、試験するとか、論文を出すのか、そういうのも必要だし、それが募集の方法ですけど、その募集の方法、私がかねてから執行とか、そういうのはAYTを通して公募してやってくださいと言っています。この公募の方法は、まず聞いてみます、どういう方法であるのか。それと、各課に対して、準備段階として、今どういう段階を踏んでやっておるのかお聞きします。

○総務課長（米村 巖君）

お答えします。

公募方法につきましては、ハローワークを通じた募集を行います。その後面接を行います。今の状況的には、各課の今事務職員の筆耕、それと、専門職の嘱託の必要性云々を今精査をして、今人数を把握をしている段階であります。あとは、規則等で定めながら運用していきたいと思っております。1年1年の更新になります。

○6番（大吉 皓一郎議員）

その1年1年の更新のときは、もうもちろんただ更新しますよということでやるわけですか。これAYTでも流さないですか。ハローワークというとみんな見ないし、遠いし、どうでしょうか。AYTでちゃんと流す、期間をかけてやりますが、それと、準備段階、今課長でメンバーを絞っておると、何名ぐらいやるとかやっていますが、これいいことだと思っておりますが、特に今何回ぐらい、これからも続けていくんですか。各課への説明とかも、もうそこらあたりもちょっとお願いします。

○総務課長（米村 巖君）

お答えします。

AYTへの広告は、ハローワーク募集ということで、皆さんに通知をしながら、ハローワークに申し込んでいただきたいと思います。あとについては、課の説明会、まず、今雇用している嘱託、筆耕全員の説明を10月いっぱい行いたいと

思います。こういう中で移行しますということを説明して進めたいと思っています。タイムスケジュール的には3月1日に通知を出せるよというということで、これはもう規定になっていますので、こういう形で作業的に進めているのが現状です。（「採用についても、どういう採用の仕方するのか、面接とかするのか」と呼ぶ者多し）  
お答えします。

済みません。募集をかけて、その応募の中で、定数の中で面接をしていきたいと思っております。（「面接だけ」と呼ぶ者多し）面接です。（「試験とかなし」と呼ぶ者多し）試験は免除というか、ほとんどが面接で行うということでもあります。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第34号、天城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第2 議案第35号 天城町税条例の一部を改正する条例について

○議長（武田 正光議員）

日程第2、議案第35号、天城町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第35号、天城町税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

令和元年10月1日からの軽自動車税環境性能割の導入に伴い、鹿児島県と非課税対象者を統一するものであります。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（武田 正光議員）**

これから質疑を行います。

**○4番（奥 好生議員）**

内容について、どうこうという質疑ではございません。改正文の作り方なんですけども、ちょっとだけ指導というか、次からはこういうふうにしていただきたいということでございます。

改正文を読みますと、第81条の第2中、括弧救急用のものに対しては点かぎ括弧を、括弧次の各号に該当するものに対しては点かぎ括弧に改め、次の各号を加えるとしておりますけども、私が6月議会で言いましたこの法制事務の手引き、これの275ページに書いてあります。句読点は次の字句に従属するという考え方により、字句の前につけて引用するのが原則である。この改正文では、最後の点を後ろじゃなくて、前の点をつけるということです。

それから、もう一つ、最後の文章、に改め、次の各号を加える、5号を加えているんですけども、これも、同条の次に5号を加えるというふうに、この法制事務のほうには書かれておりますので、課長の皆さん、次からはこういうところを十分読み込んで、これを参考にしてください、改正文をつくるときは。

以上です。

**○議長（武田 正光議員）**

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

**○議長（武田 正光議員）**

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

**○議長（武田 正光議員）**

討論なしと認めます。

これから、議案第35号、天城町税条例の一部を改正する条例について採決しま

す。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### △ 日程第3 議案第36号 天城町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について

○議長(武田 正光議員)

日程第3、議案第36号、天城町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○町長(森田 弘光君)

議案第36号、天城町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

天城町育英奨学資金の貸与を受けることのできる対象者及び要件を改正しようとするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(武田 正光議員)

これから質疑を行います。

○10番(松山 善太郎議員)

奨学資金を奨学基金に全部改めてありますが、これは何か特別な理由とかあるわけでしょうか。

○教委総務課長(基田 雅美君)

お答えします。

今回条例を改正するに当たり、相談をしながら、やはりわかりやすくということで、今回改めたところでございます。

○10番(松山 善太郎議員)

そのわかりやすいというのがわからんのですけど、奨学資金と奨学基金とどんなに違うんですか。そのわかりやすいという意味がわかりにくい。

○教委総務課長（基田 雅美君）

そこまで考えていませんで、奨学資金と奨学基金のほうが、私たちも高校生、大学生、対象者の皆さんにお話をするとき、あと中学校のほうにも御案内をするときに、わかりやすいのかなということで、今回改めさせていただきました。

○10番（松山 善太郎議員）

これ以前から提案をしているんですが、この金額を上げられないかということで、ずっと何回か提案をしまして、教育委員会でも何回か議論されているんですが、そういった発想はなかったわけですか、今回2万を3万とか、3万5千円を5万にするとか、そういったのはなかったわけでしょうか。

○教委総務課長（基田 雅美君）

松山議員のほうから昨年も質問があり、教育委員会、総合教育会議の中でも今回提案をさせていただきました。今回は、奨学生、奨学資金をもらう方の幅を広げようということで、特に第1項目の奨学生または保護者が町内に住所を有して、ここを今回一応取り入れたくて改正したところでございます。樟南第二高校生のほかの市町村から来られた方にも適用できるようにということで、今回上げさせていただきました。

それと、その金額の件ですが、実は、本当に教育委員会総務課のほうでは反省もしているところですが、自助努力が足りなかったと思うんですが、実は、平成3年から平成20年ぐらいにかけて貸し付けた方々へのちょっと滞納額がありまして、少しここも努力をしながら、教育委員の皆さんとともに、一緒になってちょっと今回やろうということで、今回これでありますが、そういう努力をしながら、また来年度に向けてこの改正等ちょっと議論をしましょうということになっております。

○10番（松山 善太郎議員）

言葉が一つ気になるのがあるんですが、条例の文章の改正する、1ページ目の下のほうから5行目あたりに、同条第4項中、性行を操行と書いてあるんですが、これは素行の間違いじゃないかなという気がするんですけど、こういった言葉がありますが、騒、騒ぐ。わかりますか、場所。

○教委総務課長（基田 雅美君）

これは、今回つくる中で辞書等も全部確認をして、こういう全体的な大きな言葉ということで、操行ということで使えるということで操行です。ちゃんと調べてありますので、大丈夫かと思えます。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑ありませんか。

○4番（奥 好生議員）

再度、私のほうから改正文のつくり方なんですけども、1ページの真ん中あたり、第3条削るの次です。第4条の見出し中となっていて、ここに段落という言葉など使っていて、条文に点々を入れて省略なんかしてあるんですけども、こういった改正文は見たことがないんです。ここは、私であれば、第4条を次のように改める。この1行で済む内容なんです。これはもう段落がどうのこうのとか、点々で省略したり、これちょっと、こういうつくり方は非常に悪いと思いますので、これもこの本にちゃんと書いてありますので、しっかりとお願いします。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第36号、天城町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第4 議案第37 天城町税条例の一部を改正する条例について

○議長（武田 正光議員）

日程第4、議案第37号、天城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第37号、天城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

消費税法の一部改正に伴い、水道料金及び工事負担金を現行の8%から10%に変更するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（武田 正光議員）

これから質疑を行います。

○10番（松山 善太郎議員）

工事負担金というのがございます。1.08を1.10、これほかの課もあるんですか。端的に言えば、建設課もこういうのが、工事負担金をこうして8%を10%に上げるといふのがあります。初めて見たんですが。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

建設課のほうでは負担金はないものと思っておりますが。

○10番（松山 善太郎議員）

勘違いしているのかも、私のほうが。工事負担金というのは何ですか、済みません。

○水道課長（柚木 洋佐君）

引き込みとかの工事負担金を役場のほうにいただいて、役場が仕事するときという理解をしていますが、今現在は、建築工事のほうでやっておりますので、ここに書かれているんですが、運用はしていないような状況であります。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑ないですか。

○4番（奥 好生議員）

再度、改正文のつくり方なんですが、この法制事務の手引きの274ページに、年3%を年5%に上げるとき、年3%を年5%に改める。いわゆる字句で改正文をつくるということです。これ108を110に改めると書いているんですけど、何を上げるか、この108は110で何もわからんです。この場合は、100分の108を100分の110に改めるといふふうにするべきなんです。

以上です。

もう一つ、それから、新旧対照表、細かくなりますけども、新旧対照表に、第26条と(1)、(2)略、それから、第36条、略となっておりますけども、細かくいえば、第27条から第25条も略というふうに書いてください。お願いします。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

討論なしと認めます。

これから、議案第37号、天城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第5 議案第38号 天城町災害対策本部条例の一部を改正する条例について

○議長(武田 正光議員)

日程第5、議案第38号、天城町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長(森田 弘光君)

議案第38号、天城町災害対策本部条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

災害対策基本法の一部改正に伴い、現地災害対策本部に関する条文を追加しようとするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(武田 正光議員)

これから質疑を行います。

○4番(奥 好生議員)

ここもちょっとご指摘だけしておきます。改正文のところなんですけども、「第

6項」を、「の2第8項」に改めるとなっていますが、これではさっぱり意味が通じません。こういうときは、この本にも書いてあるんですけど、第23条第6項を、第23条の2第8項に改めるというふうにしないと、なかなか改正文だけで意味がとれないんです。

それと、先ほど言ったように、新旧対照表には、第2条と第3条の略がありませんので、ここら辺も気をつけてください。

以上です。

**○議長（武田 正光議員）**

この条例案の改正条文やらについて、執行部にいろいろご指摘ありますけれども、今後十分注意して、できるだけ完璧なものに仕上げさせていただくように、注意しておきます。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

**○議長（武田 正光議員）**

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

**○議長（武田 正光議員）**

討論なしと認めます。

これから、議案第38号、天城町災害対策本部条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

**○議長（武田 正光議員）**

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

**△ 日程第6 議案第39号 天城辺地に係る総合整備計画の変更について**

**○議長（武田 正光議員）**

日程第6、議案第39号、天城辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第39号、天城辺地に係る総合整備計画の変更について、ご説明いたします。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

主な変更としましては、平和東線改良事業の名称変更及び事業費等の修正でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（武田 正光議員）

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第39号、天城辺地に係る総合整備計画の変更について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7でございますけれども、示されております金額に消費税が含まれていないということで、数字の訂正をした資料と差しかえますので、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時45分

---

再開 午前11時46分

○議長（武田 正光議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第7 議案第40号 電算用関連機器共同調達物品売買契約に

## ついて

### ○議長（武田 正光議員）

日程第7、議案第40号、電算用関連機器共同調達物品売買契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

### ○町長（森田 弘光君）

議案第40号、電算用関連機器共同調達物品売買契約について、ご説明いたします。

議会の議決に付すべき契約及び財産取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

庁舎内等の電算用関連機器の購入に伴い、鹿児島県町村会において、共同調達参加団体27団体で令和元年5月22日に指名競争入札を行いました。契約金額は997万6,230円、契約の相手方は、鹿児島県鹿児島市東開町4の104、株式会社南日本情報処理センター代表取締役松窪寛でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○議長（武田 正光議員）

これから質疑を行います。

### ○6番（大吉 皓一郎議員）

この内容をちょっと説明願いませんか。パソコンだという話ですけど、何台ぐらいでどういう、もう形も一緒なのか、値段が別々なのか、いろいろあると思いますが、そういう一覧表みたいなのもあればわかりやすいんですけど。

### ○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

ノートパソコンとデスクトップのパソコンを購入いたしました。台数にしまして、当初100台購入予定が、1台単価が安く抑えられましたので129台購入して、997万6,230円での契約となっております。

足りないのではなくて、もう更新時期に来ていまして、メーカーのメンテナンスが切れる関係で、庁舎内のパソコンを年次的に更新していく必要がありますので、そういった形で、今計画に沿った形でパソコンの更新をいたしているところであります。

### ○10番（松山 善太郎議員）

素朴な疑問を1つ。なぜ10%なんですか。まだ8%じゃないですか、当分は。

### ○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

このパソコン自体が県内で4,500台程度の購入となっておりまして、納入時期が11月にずれ込むということをお聞きしていますので、全ての市町村、消費税10%で予算計上してくれということでありました。

○10番（松山 善太郎議員）

これ入札が先ほど5月22日と言いましたよね。それは、その時点で、私たちが議決をしたら、その時点で契約は成立するんじゃないですか。そうなりますと、工事の代金なんかも全部10%になるわけかな、完成時期に合わせて、発注時期じゃなくて。どういったものですかね。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

消費税につきましては、発注時期にかかわらず、工事については完成時期というのが該当します。9月までに完了するのであれば、その前に発注したのは8%でいきます。ただ、工期的に10月を超えるのであれば10%とします。そういう契約になります。

○10番（松山 善太郎議員）

直接これとは関係ないかもわかりませんが、今ここで工事しています、住宅、あそこでもやっています。あれが、例えば10月1日までかかったとしたら、2千万円であれば400万か、20万か、1億円であれば200万か、それだけ払うというわけですか。工期がたとえ延びても、完成時期に合わせて。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

そのときに、10月を超えてしまった場合には、2%上がることになるということです。

○10番（松山 善太郎議員）

これ、課長、4千台と言いましたが、その現物は今ないわけですか、現物が。それまた現物がないのを買うという商売もあるんですか。普通そこに現物のあるのを買うと思いますけど。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

契約書を交わしますので、議会の議決を得ないと契約書が交わせないわけです。ですから、今回はその手続として、議会の承認を得まして、これから契約をするわけです。ですから、台数は決めてありますけども、契約をしないと、契約をして初めて契約は成立するわけですから、それからの納入ということになります。

○10番（松山 善太郎議員）

私が言っているのは、県内で4,500台という言い方でしたが、5月22日の時点で、その現物が129台なかったのかということよ、入札した時点で。普通物を買うのに、品物を見てそこにあるのしか買わないと思います。今から設計してどうなるかわからないようなのを普通買わないと思うもので、普通の感覚的に、この5月22日の時点で、今買おうとしているパソコンは、そこに品物がなかったのかということよ。今から生産ラインかどっかで作るのかということよ。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

品物自体は存在しておりませんので、これから発注ということになります。ですから、議会のほうで議決が得られないと発注できませんということですので、今回は議会で議決を得てから発注になるということになります。ですから、その物自体はあるかもわかりませんが、私はないということで解釈しています。

○6番（大吉 皓一郎議員）

これ契約金、消費税入った一緒のやつですか、それとも別々きょう来とるんじゃないんですか、どうですか。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

入札時点では消費税入っていない額で入札いたします。この議案は、消費税が入った額で契約金額として記載してございます。

○議長（武田 正光議員）

よろしいですか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第40号、電算用関連機器共同調達物品売買契約について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第 8 議案第 4 1 号 令和元年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第 3 号）について

△ 日程第 9 議案第 4 2 号 令和元年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第 2 号）について

△ 日程第 10 議案第 4 3 号 令和元年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第 2 号）について

△ 日程第 11 議案第 4 4 号 令和元年度天城町度期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算補正（第 1 号）について

△ 日程第 12 議案第 4 5 号 令和元年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算補正（第 2 号）について

○議長（武田 正光議員）

日程第 8、議案第 4 1 号、令和元年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第 3 号）について、日程第 9、議案第 4 2 号、令和元年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第 2 号）について、日程第 10、議案第 4 3 号、令和元年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第 2 号）について、日程第 11、議案第 4 4 号、令和元年度天城町度期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算補正（第 1 号）について、日程第 12、議案第 4 5 号、令和元年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算補正（第 2 号）について、以上、5 件を一括議題とします。

この 5 件の議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第 4 1 号、令和元年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第 3 号）について、ご説明いたします。

歳入歳出予算にそれぞれ 4 億 5, 9 2 4 万 7 千円を追加し、予算総額を 6 1 億 7, 7 5 9 万 6 千円に定めようとするものでございます。

歳入におきましては、地方特例交付金127万1千円の増額、地方交付税2億2,936万5千円の増額、分担金及び負担金1万7千円の増額、材料及び手数料11万8千円の増額、国庫支出金388万4千円の増額、県支出金1,056万5千円の増額、財産収入1千円の減額、寄附金9万9千円の増額、繰入金1,694万9千円の増額、繰越金2億2,825万6千円の増額、諸収入602万8千円の減額、町債2,852万7千円の減額、10月より自動車取得税交付金にかわり、新たに創設されます環境性能割交付金327万9千円の増額でございます。

歳出におきましては、総務費、財政調整基金積立、天城町公共施設整備基金積立等で4億1,153万5千円の増額、民生費787万2千円の増額、衛生費448万8千円の減額、農林水産業費355万4千円の減額、商工費国立公園多言語解説等整備事業費等で1,537万6千円の増額、土木費194万8千円の増額、教育費、育英奨学基金積立、教育スポーツ施設ソーラー、LED照明設置事業費等で2,955万8千円の増額でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議案第42号、令和元年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正(第2号)について、御説明いたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,919万2千円を追加し、予算総額を9億9,533万3千円に定めようとするものでございます。

歳入は、繰越金3,919万2千円の増額、歳出は、保険給付費2,037万3千円の増額、基金積立金1,881万9千円の増額でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議案第43号、令和元年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算補正(第2号)について、ご説明します。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,528万6千円を追加し、予算総額を9億8,039万2千円に定めようとするものでございます。

歳入は、国庫支出金20万円の増額、繰越金5,508万6千円の増額でございます。

歳出は、総務費3,283万2千円の増額、諸支出金2,225万4千円の増額、地域支援事業費20万円の増額でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議案第44号、令和元年度天城町度期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算補正(第1号)について、ご説明いたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ223万3千円を追加し、予算総額を6,920万2千円に定めようとするものでございます。

歳入は、繰越金 2 2 3 万 3 千円の増額でございます。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金 2 2 3 万 3 千円の増額でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議案第 4 5 号、令和元年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算補正（第 2 号）について、ご説明いたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 7 1 万 2 千円を追加し、予算総額を 3 億 4 , 1 2 8 万 5 千円に定めようとするものであります。

歳入は、使用料及び手数料 7 1 万 2 千円の増額、繰入金 6 3 5 万 4 千円の減額、繰越金 6 3 5 万 4 千円の増額でございます。

歳出は、簡易水道事業費 7 1 万 2 千円の増額でございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○議長（武田 正光議員）**

これで一応休憩して、質疑のほうは午後からということで、しばらく休憩します。午後 1 時から再開します。

休憩 午前 1 1 時 5 5 分

---

再開 午後 1 時 0 0 分

**○議長（武田 正光議員）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 4 1 号から 4 5 号までについて質疑を行いますけれども、質疑をされる方は、各会計名と資料のページ数を述べてから質疑をしていただきますようお願いいたします。

それと、一遍に 5 つも 6 つもの質問事項されると、ちょっと戸惑いますので、小分けをして 3、4 事項程度ずつの質疑をしていただきたいというふうに思います。

それでは、これから質疑を行います。

**○4 番（奥 好生議員）**

お願いと言いますか総務課長のほうに 2 点ほどお願いがありまして、予算の金額の中身ではなくて、予算書の作り方についてちょっと気がつきましたので、お願いしたいと思います。

4 1 号の補正予算の 1 7 ページ——すみません、1 7 ページじゃなく 1 5 ページです。1 5 ページに歳出の概略が書いてあるんですけども、その中の特定財源の、補正後の財源内訳、特定財源、国県支出金、地方債、その他一般財源となっておりますが、その他のところ調べていましたら、予算書の作り方についてちょっと間違いがあるような、気がつきましたので、総務課のほうにはお願いしてあるんですけども、

ほかの特別会計の担当に話してないんですけども。

予算書のつくり方なんですけども、まず2ページ、1ページはいいんですけど2ページに第1表ありまして、その後ずっと開いていきまして第5表まであります。次の歳入歳出予算事項別明細書のところからなんですけども、9ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1.総括(歳入)とあります。その次のページに、また歳入が、10ページの歳入がありますね。11ページに2、歳入とありますけども、この10ページの歳入の次に歳出が来ないといけないんですね。この歳出がどこにあるかと言いますと、15ページに歳出があるんですね。15ページの次に、16ページに本歳出というのがあるんですけど、この15ページの歳出は10ページの歳入の次に来ないといけないんですね。これは地方自治法の施行規則にちゃんと様式が載っています。次回からこのような法律にのっとった予算書のページにさせていただきたいということですね。

それと、予算内訳のその他のところに別添として、どっからその他の予算が来ているかというのを一覧をつけていただければ、その都度聞かなくても、お尋ねしなくてもいいんじゃないかと思ひまして、そこら辺をお願いしておきたいと思ひます。

○議長(武田 正光議員)

答弁はよろしいですね。(「はい」と呼ぶ者多し)

○3番(吉村 元光議員)

1つだけ質問させてください。26ページ、一般会計予算書です、補正。26ページの一番上のほうに委託料、学校施設等長寿命化計画策定委託とあります。この3月以来、多くの議員から住宅・学校整備ですか、ここらあたりが質問されておりました。私も当初予算でこれ気がつかなかったんですが、今からこの計画書の策定委託の予算を組んで執行したら、多分3月ぎりぎりぐらいまでですか、それまでかかるんじゃないかなと思ひます。

来年になって、また来年度のいろいろ予算審議、今からは予算編成が来月あたりから始まると思うんですが、その中で同じようなまた答弁の繰り返しになってくると思うんですね。

というのは、建設課もそうなんです、建設課のほうはもう、終わっていますね、長寿命化計画は。それに基づいてやりますという答弁を繰り返し、話が出ています。結局町長のおっしゃる、我々に話しているスピード感あふれる行政執行、ここらあたりが本当にもうこうなってきましたと、部下の皆さんに指示されているのかなと私は思ったりするんです。この予算の出ってくる時期が、ほかのいろんな事業もあるんですが、こういったのを是正していかないと、結局長寿命化計画をつくってやらないと、じゃ、事業は休みなんですかと我々議員の立場から質問したくなるわけなん

ですよ。そこらあたり、町長でよろしいんですか、ここらあたりスピード感あふれるというのを徹底していただきたいと思うんですが、町長お願いします。

**○町長（森田 弘光君）**

お答えいたします。

事あるごとに、やっぱり町民サービスを迅速に進めていきたいと思いますということでありますので、そのようなことについては課長会、そしてまた職員の皆さん方と語る都度に進めているところであります。

そういう中で、この事業、今の委託料につきまして自体、これから主管課が説明すると思いますけれども、そういう観点で今、吉村議員がおっしゃっているような形で進めていきたいというふうに思っています。

なかなか一朝一夕に進まないというところもあるかも知れませんが、そこら辺はしっかり事あるごとに職員を叱咤激励、そしてまた催促しながら取り組んでいければと思っています。

**○教委総務課長（基田 雅美君）**

少し説明します。実は、この31年度当初予算で組もうとしたときに、総務課の施設計画の策定の委託料、これでやろうかということで実は始めました。この学校施設長寿命化計画は実は31年度、32年、今平成元年、平成2年度までにつくり上げなくちゃいけないんです。2年間で作ることになっています。それに基づいた施設補修とか行いますので、今回上げた理由は、総務課のほうと協議もして委託するに当たり、総務課の担当、私、そしてあと委託契約先の詳細を確認したところ、実は私たちの施設のこの長寿命化計画は、ちょっと無理だろうということで、それで再度今回になったわけです。

4月からそれをやっていないんじゃないかと、やりました。でも、総務課の委託契約組んでいた予算では難しいということで、再度お願いをして、半年間、あと1年、あと1年半で計画は策定する予定でございます。

**○3番（吉村 元光議員）**

最後確認しますけれども、今の答弁の中でも長寿命化計画に基づき事業を執行するというお話がございました。1年半後にできるということですね、完成が。その1年半の間も耐用年数とか学校においても住宅においても、もう過ぎて完全にもう取り壊しとか次の新規つくる事業が可能な事業あると思いますので、そこら辺を1年半休んでいるんじゃないかと、どんどん前へ前へ進めるような、こういうような形をとって事業を進めていただきたいと思います。

以上です。

**○議長（武田 正光議員）**

ほかに質疑ございませんか。

○6番（大吉 皓一郎議員）

ページ、20ページ、一般会計、一般のところですけど、簡易水道事業にあります。そのところに繰出金というのがあって、そこを600万ほど減してありますが、課長、これ今現在徴収で頑張っていますが、徴収で頑張ったからこういうふうに繰り出し要らなくなったんでしょうか。その他にも減があると思いますけど、事業が縮小したとか、いいほうに考えたいと思いますが、頑張っている。最近集金のほうに力を入れているような感じがしますが、ここあたり御説明をお願いします。

○水道課長（柚木 洋佐君）

お答えします。

集金のほうは頑張っていると褒めていただければありがたいんですが、この600万につきましては決算のほうで出てくるとは思いますが、修繕料とか原材料費が余ったというような形で、今年度については当初予算のほうで全額を見ていただいたということで、このお金については総務課のほうにお返しをするということです。

また、大きな工事とか出てきた場合には、議会の皆さんにもお願いしたいと思っております。

○10番（松山 善太郎議員）

14ページお願いします。売電収入が1千750万ほど少なくなっているんですが、これについて説明をお願いします。

○農地整備課長（大久 明浩君）

お答えいたします。

5月から発電設備のほうは今とまっております、5カ月間で平均350万ぐらいなんですが、その350万の売電金、4千200万円で当初予算額を決めてあったんですが、売電収入がその分350万の5カ月分が落ちておる関係上この分マイナスにしております。

○10番（松山 善太郎議員）

22ページお願いします。徳之島ダム水管理施設費です。この特定財源のところに三角の650万というのがありますが、これが売電収入じゃないんですか、違いますかね。22ページです。

○農地整備課長（大久 明浩君）

お答えいたします。

この22ページの658万4千円については、この（「650万よ。特定財源のその他のところの650万よ」と呼ぶ者多し）

収入のほうから、まずお答えいたします。

当初4千200万円で、この歳出のほう見込み額で決めるんですが、ダムの水管理施設費として。この4千200万円が発電設備のほうが止まっている関係で、平成350万円の12カ月でやっていたんですが、これが350万円の5カ月分が減になっている関係上、1千750万円が減額となって、この歳出予算額のほうを決定します。

この歳出予算額の中でも、この1千750万減になった分を補わないといけない、その関係上マイナスの分と、あと建設基金のほうから1千100万円を入れている状況です。

○10番（松山 善太郎議員）

濟いませぬ、今の1千100万というのはどこにあるの。

○農地整備課長（大久 明浩君）

お答えします。

13ページの17の繰入金です。説明の中の下のほう、3番目、最後のほうに1千100万円を基金のほうから入れております。

○議長（武田 正光議員）

いいですか。

○10番（松山 善太郎議員）

はい、すっかりしませんが。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑ございませぬか。

○10番（松山 善太郎議員）

24ページお願いします。土木費の県道管理道路における維持補修事業、公用車のリース料が24万1千円減になっています。この減になった理由とリースの内訳、中身、説明お願いします。

○建設課長（昇 浩二君）

公用車のリース料の減ですが、当初の予算から入札を執行して金額が定まったということで24万の減にしております。

内訳については、昨日資料持ってきてあったんですが、今日は持ちあわせていませぬので後で資料を提出いたします。

○10番（松山 善太郎議員）

これ当初60万だったんですが、60万の3年かな、5年かな、3年かな、という説明だったと思うんですが、今言うように当初予算で金額は落ちているんですが、当然予算と中身がかなり違っていますよね。その点を説明してくださいということ

ですが。違っているんじゃないの。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

当初予算確かに60万を組んでおりました。その中でリース料確定によりということでもありますけども。

○10番（松山 善太郎議員）

その60万のときの予定は、どうかりる予定だったのかということよ。

○建設課長（昇 浩二君）

60万ですか。当初の。

○10番（松山 善太郎議員）

60、5掛ける12掛ける3か5だったのじゃないの。当初予算を組んだときの予定ですよ、聞いているのは。いいですか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

購入日が6月の末となって、7月分からの支払いということになっております。

○10番（松山 善太郎議員）

ピンと来ていないようですがね、これ当初もう聞いているんですよ、私ね、公用車リースね、あんまりリース、リースがいっぱいあるもんで。そのときはたしか私のメモでは、60万掛ける3になっているんですよ、3年。最初は軽トラックか何か借りる予定だったんじゃないですか、多分。軽トラックか軽乗用車、180万で。違いますかね。私の当初予算で質問したメモには私の勘違いかね、そういうぐあいを書いてあったんですよ。

今回、たまたまリース料を調べてみたら、これは今あんたが書いたように7よね。初めてなんですよ、これ。84カ月、7年リースになっているんですよ、ね。単年度の金額、行くやつの金額を落として長く借りている、7年初めてじゃないですかね、84カ月のリースは。言いようによっては姑息な手段じゃないですか。ここでこんだけのを借りますと言った、だけど大きくした。だったら長く借りようと、3年とか5年じゃなくて、7年で借りようと。合計で370万になりますよ、これ、多分。334万3千円ですよ、このリース料は。

もちろんこれ、ほかの車の条件がまた、いろいろあるんですね。ほかのこのこの条件がいろいろあるんですよ。もちろん車検が終わったら——車検じゃなくてリース期間が終わったら、役場にあげるとというのがほとんどですけどね。中に2件ほど役場にあげるという特約がついていないのがある。何か言いましたね、残存価格で何とかと、もう一つそういうのがある。

これリース契約書のときに、バッテリーとかタイヤとかかえることになっていますね、継続車検も。この車はバッテリーとタイヤの交換がないんですね。契約書見ましたか、私は見ましたよ。バッテリー交換、タイヤ交換とかバツになっている。ほかのところはほとんどがバッテリーとタイヤ交換するようになっている。ですから、ここら辺はよく見ないと、バッテリーとタイヤは自分でかえることになりますよね。340何万以外にバッテリーとタイヤを自分でかえる。

ですから、こういったところを注意してほしいと、昨日もたまたま時間がなくなっただんですがね、そういったところがありますのでね、もう一回リース契約の中身を見直して、統一して、なるべく役場が有利なように、その契約の中身、特約をつける、バッテリーなんか全部交換させる。

で、終わったときに、これまた変わったのがついていますよ。どっかに車検を受けてから引き渡すというのがありますよ。車検込み、最後の車検ですよ。引き渡すときに、車検を受けてから役場に引き渡すという条件がついているのもある。だから、そこら辺を統一にして、なるべく役場が有利になるようにしてほしいということです。

これはいわくありげな数字ですのでね、私が言ったように。当初5年だったのを7年にして金額を落としている、安くなったから落ちたんじゃない、長い目で見たら高くなっています。

以上です。

#### ○6番（大吉 皓一郎議員）

ページの22ページ、農地費の委託料と工事費を組み替えしているような感じですが、この事業内容、これで委託料しないで、これですぐ工事に移れるかどうか、ちょっと内容説明と。

ちょっと聞きにくいんですけど、総務課管轄なんですけど、ユイの里テレビのこれは17ページ、屋外拡声器工事、増設工事、これ平土野がずっといろいろ聞こえにくいという話があるんですが、場所とか拡声器のつくる、何基つくるとかそのところちょっとお聞きします。

#### ○農地整備課長（大久 明浩君）

お答えいたします。

兼久地区の山手のほうになります。当初設計額を1千万円で計上してありました。この分については、3年間の事業計画の中での設計であったんですが、道路の延長等が約80mから100mぐらい延びたものですから、ことしの分の設計だけ今回やる方向で、その設計額の残分について、県のほうと協議をし、道路のほうの延長に充てることにしております。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

平土野地区で難聴地域があるということで、去年の座談会、今年のむーるし語ろう会の中でも、そういった聞きづらいというところが要望がありました。その中でAYTのほうで難聴地域について調査をしまして、役場の東側のところ、天小側ですね。あとは平土野の郵便局近辺、あとは港公園の近辺がやはり調査した結果、聞きづらいということで、AYTの屋上に拡声器を1つ設置するというので、今回予算を計上いたしました。

○8番（秋田 浩平議員）

済いません、3点ほどお願いします。20ページの塵芥処理費の150万、塵芥処理機を幾つ買って、どういう方法で町民のほうに補助をやっていくのか。

あと、24ページの目の8、国立公園多言語解説等整備事業費の説明をお願いしたいと思います。

あとは28ページの保健体育費の中の目の4ですね、天城町総合運動公園管理費の中に委託料として配送業務委託とのつていますが、この3点ほどの説明をお願いします。

○町民生活課長（森田 博二君）

お答えいたします。

塵芥処理費の19負担金及び補助金ということで、家庭用生ごみ処理機補助ということで150万、この分につきましては、今年の8月から実施しておりますが、購入費の70%で最大で5万円ということで実施しております。

方法といたしましては申請書があります。申請書のほうに申請書とあわせて完納証明書、あと生ごみ処理機を購入した領収書を添付して町民生活課のほうに出していただくという形になっております。

○8番（秋田 浩平議員）

それはたしか1基しか出ていない品物じゃない。

○町民生活課長（森田 博二君）

お答えいたします。

8月にちょっと金額を改正いたしまして、今もう既に8月から実績、今まで1件だったんですけど、8月から今日までの間でもう既に2件が出ておまして、問い合わせのほうも4件ぐらい来ておるところであります。（「どうやってPRするの」と呼ぶ者多し）町民へのPRは集落座談会でも全部PRいたしました。今AYT文字放送とかホームページとか、あと広報誌のほうでも掲載する予定にしております。

○8番（秋田 浩平議員）

これ広報告知しないと、集落座談会で言ったとしても、各集落に15人か20人しか来てないよ、大きい集落でも。だからもっとしないと、この予算そのままあとに残ってしまう可能性があるからね。お願いします。

○商工水産観光課長（祈 清次郎君）

国立公園多言語解説等整備事業費でございます。来年、夏実現を目指しております。世界自然遺産登録の実現等により、外国人旅行客の増加が見込まれております。その対策に向けて多言語表記の整備を進めていきたいと考えております。

現在観光庁の事業で町内国立公園及び観光施設の説明について英文化の委託をしております。それを受けまして、今回のこの事業につきましては環境省の事業になります。事業元は一般財団法人自然公園財団というところになりますが、まず13の委託料、これにつきましては、多言語の翻訳と天城町のホームページ等への連携を図る委託であります。その英訳と多言語表記をしていただいたものを看板に落として設置をいたしますが、今要望として先方のほうと予定となっている箇所がムシロ瀬、与名間ビーチ、松原闘牛場も含まれております。犬の門蓋、ウンブキ、クロウサギ観察小屋周辺、線刻画、そして千間海岸の8カ所を予定いたしております。

以上です。

○社会教育課長（神田 昌宏君）

お答えします。

この件につきましては、B&Gにある航空機ですね、83、正式名がT-33A展示機という形で沖縄のほうから自衛隊のほうから航空基地から展示されておるものです。これが平成4年から展示されております。

これがもう腐食して危ないということで、これを解体して沖縄のほうに配送するというので、この貸し付け条件としまして、貸し付け品の引き渡し管理、修理及び返納に要する費用は、借受人において負担するというので明記されております。そういうことで、一応腐食しているということで、これを返すという委託業務でございます。

○13番（平山 栄助議員）

2点ほど先ほどのページ、26ページの中の学校施設等長寿命化計画作成委託、この内訳ですね、中身。給食センターも含まれるのか、あと体育館もありますよね、そこら辺全体的にどれぐらいの数をされるのか。

それと、款の10、教育費の中で、これはエアコン購入、学校施設整備のこれはどこのエアコン購入なのか、ほとんど国のあれで終わっていると思っていたんです

が、どこですかね。

○教委総務課長（基田 雅美君）

お答えします。

まず、長寿命化計画なんですけど、小学校・中学校の9校、給食センター、あと幼稚園、そしてあと教職員住宅が含まれております。今、教育総務で扱っている全ての施設をやる予定でございます。

あと、今のエアコンですが、天城小学校の支援学級、1つだけ漏れていまして、それで学校からちょっと要望がありまして、今回急遽そこだけがないものですから、それで天城小学校の1階の支援学級のクラスです。

○13番（平山 栄助議員）

町長にもこれちょっとお願いしておきたいんですが、今給食センターの件なんですけど、やっぱりこれだけの建物をつくっていくとなれば、それ相応のスピード感をもってしないと、今からこれをやっていると、来年、うまくいって再来年ですよ。ちょっとスピード感をもってされたほうがいいんじゃないかなと思っております。

それとやっぱり今、学校給食でパンのあれがとまっていますよね。やっぱりいつまでもこういう冷凍パン、皆さん自分の子供たちに、その冷凍パン食べさせると思いませんか。やっぱり教育長ももう少しそこら辺、町外に委託するなりね、子供たちは一番今成長期で食べないといけない時期に、パンの供給すらできないというのはちょっとおかしいんじゃないかなと思っておりますが、僕の考えでいけば。

ちょっとそこら辺ひっくるめて、冷凍パンの件もですが、どうですかね、教育長やっぱり、もう少しスピード感があってもいいんじゃないかなという気もしますが、どのようなお考えをされているのか。

○教育長（春 利正君）

お答えいたします。

今、平山議員さんのおっしゃるとおり、私も同感であります。現在子供たちがこれまで学校給食の中でパンを欲しいという気持ちは理解しております。それで、1回だけ冷凍パンをしましょうと。あと米飯でしばらくの間、継続しましょうということで、パン工場の再開ですかね、それを待ったりしているところですけども、今後また給食センターの件と絡めて、早急に計画してまいりたいと思っております。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

給食センターの建てかえと申しますか更新の話になっておりますが、きょう朝8時半から、まさしく課長会を開いたところでありまして。

そういう中で、その給食センターの問題についても指示といたしますか、兼久小学校の例を私は話したんですけど、兼久小学校はあの当時、その次か次の年にやりたいということでやっていたんですけど、補正予算がついて急遽いろんな準備が不十分なところもあったかもわかりませんが、やっぱり予算がつくときにやりましょうということで、補正予算を取り入れてやりました。

私はそういう観点から、給食センターについてもいろんな基礎的な準備はしておいていただきたいと。そしてまた、通常の予算要求とあわせて補正予算というものがいつ起きるかわかりませんので、そこでやっぱり対応できるような準備をしておきましょうということで、きょうの朝の課長会の中で教育委員会総務課長のほうには、そのような指示をさせていただいたところであります。

そういう観点からやっぱり、子供たちの一番大事な安心・安全なところを我々はしっかりと守っていくというのが大事だと思っていますので、そういう準備を進めていきたいと、そしてまたそのときに乗りおけないようにしていくというのが大事かなと思っています。

**○教委総務課長（基田 雅美君）**

少し漏れた点がありますので御説明します。長寿命化計画に給食センターも入っていますが、実は給食センターに関しまして、今町長がおっしゃられたとおり、実は総務課のほうでは県のほうに、これは、するしないは別にして申請をしてくださいということで、給食センターの建てかえについては一応申請をしてあります。それで8月の、日にちはちょっと忘れたんですが、県のほうから給食センターも来て見ていただきました。

ちょうどそのいろんな事情があったときだったものですから、町長のほうにも報告がおくれましたけれども、今日課長会の中で報告させていただいたんですけども、建物の天城町の今子供たち、大体700食ぐらい必要だろうということで、それと該当する他市町村の設計図とかをいただいて、今もうある程度の説明するためのそういうものは大体できております。

それで、今日町長のほうにもおしかりを受けたんですが、もっと早くということで、今ちょっと準備はしておりますので、この長寿命化計画に入れるか入れないか、ここの中でやりながら、ただ計画の中に入れていただけですので、県のほうにもいろんなそういう補助金等あるかどうか、今そこも問い合わせをしながらやっていますので、早くできるように頑張りたいと思っています。

**○議長（武田 正光議員）**

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから、議案第41号、令和元年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第3号）について討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第41号、令和元年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第3号）について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第42号、令和元年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第2号）について、討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第42号、令和元年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第2号）について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第43号、令和元年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第2号）について、討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第43号、令和元年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算

補正（第2号）について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

**○議長（武田 正光議員）**

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第44号、令和元年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算補正（第1号）について、討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

**○議長（武田 正光議員）**

討論なしと認めます。

これから、議案第44号、令和元年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算補正（第1号）について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

**○議長（武田 正光議員）**

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第45号、令和元年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算補正（第2号）について、討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

**○議長（武田 正光議員）**

討論なしと認めます。

これから、議案第45号、令和元年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算補正（第2号）について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

**○議長（武田 正光議員）**

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- △ 日程第 13 議案第 46 号 平成 30 年度天城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第 14 議案第 47 号 平成 30 年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第 15 議案第 48 号 平成 30 年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第 16 議案第 49 号 平成 30 年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第 17 議案第 50 号 平成 30 年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（武田 正光議員）

日程第 13、議案第 46 号、平成 30 年度天城町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 14、議案第 47 号、平成 30 年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 15、議案第 48 号、平成 30 年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 16、議案第 49 号、平成 30 年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 17、議案第 50 号、平成 30 年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上 5 件を一括議題とします。

これらの議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第 46 号、平成 30 年度天城町一般会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

平成 30 年度歳入総額は 64 億 3 千 7 20 万 2 千円、歳出総額 61 億 6 千 606 万円で、歳入歳出差し引き額は 2 億 7 千 1 14 万 2 千円となっております。うち、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費へ 2 千 2 88 万 5 千円で、実質収支額は 2 億 4 千 8 25 万 7 千円となっております。実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は 4 千 8 39 万 5 千円の黒字で、単年度収支から基金増減を差し引いた実質単年度収支は 6 千 5 2 万 8 千円の黒字となっております。

歳入決算につきましては、前年度比 1.4% 増の 64 億 3 千 7 20 万 2 千円となっております。

歳入の主なものは、町税4億3千441万2千円、地方消費税交付金1億504万9千円、地方交付税30億134万1千円、分担金及び負担金6千777万5千円、使用料及び手数料1億414万1千円、国庫支出金5億749万9千円、県支出金4億3千837万2千円、町債5億4千339万3千円などでございます。

歳出決算においては、前年度比0.4%増の61億6千606万円となっております。

歳出の主なものは、議会費8千653万2千円、総務費14億8千470万7千円、民生費15億4千769万4千円、衛生費3億7千688万円、農林水産業費11億718万4千円、商工費2億323万4千円、土木費4億5千225万2千円、消防費1億7千882万4千円、教育費4億1千495万2千円、災害復旧費4千851万円、公債費7億6千529万1千円などとなっております。ご審議のほどお願いいたします。

議案第47号、平成30年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

地方自治法233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

平成30年度歳入総額は11億5千935万6千円、歳出総額が11億2千16万3千円で、歳入歳出差し引き額は3千919万3千円となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険料1億1千396万8千円、県支出金7億9千87万3千円、繰入金8千669万7千円、繰越金1億6千636万2千円などでございます。

歳出の主なものは、総務費745万3千円、保険給付費7億6千129万9千円、国民健康保険事業納付金1億6千711万7千円、保険事業費1千874万5千円、国民健康保険事業納付金1億6千711万7千円、保険事業費1千874万5千円、基金積立金1億4千680万1千円、諸支出金1千871万7千円などでございます。ご審議のほどお願いいたします。

議案第48号、平成30年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

地方自治法233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

平成30年度歳入総額は9億2千558万4千円、歳出総額が8億7千49万7千円で、歳入歳出差し引き額は5千508万7千円となっております。

歳入の主なものは、保険料1億3千192万8千円、支払い基金交付金2億2千

1 6 1 万 3 千 円、国庫支出金 2 億 7 千 5 0 1 万 5 千 円、県支出金 1 億 3 千 1 7 9 万 5 千 円、繰入金 1 億 3 千 2 1 6 万 1 千 円、繰越金 3 千 2 3 5 万 9 千 円などがございます。

歳出の主なものは、総務費 3 千 3 7 8 万 8 千 円、保険給付費 8 億 8 7 5 万 6 千 円、地域資源事業費 1 千 6 4 8 万 1 千 円などがございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議案第 4 9 号、平成 3 0 年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

地方自治法 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定を求めるものがございます。

平成 3 0 年度歳入総額は 6 千 9 2 4 万 8 千 円、歳出総額が 6 千 7 0 1 万 4 千 円、歳入歳出差し引き額は 2 2 3 万 4 千 円となっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料 3 千 3 1 1 万 1 千 円、繰入金 3 千 2 4 1 万 8 千 円、繰越金 2 4 2 万 8 千 円、諸収入 1 2 9 万 円などがございます。

歳出の主なものは、総務費 1 1 0 万 4 千 円、後期高齢者医療広域連合納付金 6 千 5 7 1 万 7 千 円などがございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議案第 5 0 号、平成 3 0 年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

地方自治法 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定を求めるものがございます。

平成 3 0 年度歳入総額は 2 億 9 千 6 7 8 万 7 千 円、歳出総額は 2 億 9 千 4 3 万 2 千 円、歳入歳出差し引き額は 6 3 5 万 5 千 円となっております。

歳入の主なものは、使用料及び手数料 9 千 5 5 8 万 6 千 円、国庫支出金 6 千 7 9 7 万 8 千 円、繰入金 6 千 2 4 0 万 3 千 円、町債 6 千 7 8 0 万 円などがございます。

歳出の主なものは、簡易水道事業費 2 億 4 千 2 5 7 万 5 千 円、公債費 4 千 7 8 5 万 7 千 円などがございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（武田 正光議員）

しばらく休憩します。2 時 1 0 分に再開いたします。

休憩 午後 1 時 5 5 分

---

再開 午後 2 時 1 0 分

○議長（武田 正光議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。所管外のみを質疑をお願いしたいと思います。

また、各会計名とページ数も述べてから質疑をしていただきたいと思います。できればそれぞれの委員会の中でみっちり審査をしていただきたいと思います。

それでは、質疑を行います。

**○3番（吉村 元光議員）**

町長にお尋ねします。

地方交付税についてでございます。この地方交付税の制度は、国の均衡ある国土形成のためにできたというふうに私は思っております。その中で、今、昨年度の決算においても積み上げが多額に上っております。10億超えたかと思うんですけども、10億近く、こういったもの、どれぐらい積み上げていくのか。

それと私が思うのは、こういった基金をどんどん貯めていくんじゃなくて、人口減少対策とか、こういうところに投入しながらしていかないと、これ幾ら貯めても5年、10年と、何十億になっても、経済の活性化は図れないと思うんですけど、そこらあたり、ご所見をお願いいたします。

**○町長（森田 弘光君）**

お答えいたします。

今、吉村議員のほうから地方交付税っていうお話がありました。地方交付税でよろしいのでしょうか。財政調整基金。

**○3番（吉村 元光議員）**

同じです。貯めておりますので。

**○町長（森田 弘光君）**

わかりました。いわゆる財政調整基金、またほか、いろんな目的基金としてあるわけですが、特に財政調整基金、今10億弱あるかなというふうに思っております。

基本的には、いろんな緊急災害、大震災とか、そういったものが発生したときに緊急的に発動できるということに対して、まずは備えをしておかないといけないんですけども、あとは今議員のおっしゃるような形で、いろんな公共施設をつくった場合に、財源の裏を保障しないとイケないとか、いろんな面もあるんですけど、これからは私が申している、お話している、住んでよかったという、その間、満足度が充実できるような、そしてまたこれからの子育て支援、そしてまた若い人たちが定住できるような施策には、十分力を入れていかないとイケないと思っております。

そのためには、国の補助事業等にもあるわけですけども、そこには自己財源というのが必要でありますので、この基金等をしっかりと出動して、そういう活力ある、

そういうまちづくりのためには使っていきたいというふうに思っております。

これからいろんな、先ほど出てきました、給食センターの問題ですとか、いろんな大きなプロジェクトも出てくるとお思いますので、そういう中でしっかりと対応できるような形を整えていければと思っています。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑ございませんか。

○8番（秋田 浩平議員）

64ページ、歳出の款の土木費の中で、明許繰越が2億7千683万、同一の建設課ですけど、多額の明許繰越費で、全部、どのような形で解決を見たのか。

まだ続いている現場が幾つ残っているのか。そこの説明をお願いしたいと思います。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

今続いているのは町営住宅建設費用ということで、他の繰り越しについては、橋梁のほうは全て終了しております。喜治原線3、4工区が現在施工中、公営住宅建設事業が現在建設中、災害事業のほうは完成しております。木造住宅も完成しております。以上かな。都市公園事業も完成しております。

○議長（武田 正光議員）

ほかにございませんか。

○13番（平山 栄助議員）

町長にもお願いしてみたいんですが、総務課長も建設課長もですが、参考資料の149ページ、開いてもらえますか。その中で歳入歳出の27年度から見ていただきたいんですが、歳出の中で投資的経費の中で普通建設事業費、27年度が18億7千646万9千円、28年度が16億ちょっとです。29年度が12億8千400万ちょっと、30年度に来ますと約7億円、27年度と比較しますと、10億ちょっとの開きが出ていますよね。それと27年度の構成比の中で26%が投資的経費で占めているわけなんです。30年度でいきますと11.4%と非常に、確かに兼久小学校と防災センター、差し引いても、余りにも普通建設事業が少ないと私は思っているんですよ。

ですので、建設課、農地整備、そういう事業課あたりがもう少し事業をこなしていけないと、先ほどの吉村議員ではありませんが、貯めるだけが、基金だけを積み上げていっても、ある程度、こういう弱小な部分がある町ですので、事業を新規にとってくるとか、先ほどの給食センターの件もそうなんですが、もう少しスピード感を持って、やるべきことはやっていけないと、例えば今、広域愛ランドのことも出てきておりますので、どうするかということ、もう少しそういうチームワーク

を組んで、例えば給食センターだったら、給食センター建設推進委員会立ち上げて、どこにどうつくっていくかということもしないと、何か後手に回っているようにしか思えないんですが、町長でもよろしいんですが、どうですかね。

○議長（武田 正光議員）

これ町長がまとめて。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

確かに今、平山議員がおっしゃるように、防災センター、そして兼久小学校という大きな事業があって、突出した、そういった面もあるかと思っております。

しかしながら、まだまだいろんな、私たち全体を見渡しますと、社会資本整備、そういった社会インフラという言葉、使っているかと思うんですが、インフラ整備がまだまだ十分とは言えないというふうに認識をしておるところであります。

そういう中でしっかりと、鹿児島県にも行って、しっかりと県ともいろんな事業の要望をしたりとか、そういったことをしてきております。

また、今回、建設課長と私、県庁へ2回ほど行っているんですけど、その中で少し異色だったというのは、今まで地方改善事業ということで、お互い集落の中は排水関係が非常に悪いということで、これまで側溝をつくったりしてきました。ここ数年、それが少し途絶えてきたということで、これがないものかということで、土木部じゃなくて、社会福祉課というところがありまして、課長と2人、向こうの課長さんに行ってお話しました。私が今日来たのは、そういった事業がまだまだできるかということでお伺いしました。

そして、31年度の県の予算の中で執行残、そういったものがないでしょうか。もしあったら天城町でやりたいということをお話しましたら、森田町長、31年度については、少し要求が多くて、振り落とすので、今大変だということでありましたということ、来年についてはしっかり対応していきますので、またしっかり要望してくださいみたいなこともありました。

そういったことを一つ一つ積み重ねながらインフラ整備をしていきたい。そして、また子供たちがしっかり勉強できる、学習できる、そういった環境づくりは、私たちの大きな、次の世代を担う、若い子供たちをしっかりと教育していくということは、私たちの大きな責務だと思っておりますので、しっかり対応していければというふうに思っています。また頑張りますので、よろしくお願いします。

○13番（平山 栄助議員）

今、町長のほうから答弁をいただきました。森田町長のマニフェストの中にもあります。住んでよかった、満足度ナンバーワンのまちづくりというのは、生活環境

問題も入ってくると思うんですよ。

ですので、これは前の、今の建設課長からも聞いておりますが、集落の側溝の排水事業ですか。これは以前の担当職員は、終わったということで、我々もそれを聞いていたもんですから、そういった事業があれば、今どこの集落行っても、集落排水事業というのがあれば、何百mという事業に乗せていけるわけですので、そういったことも僕らが終わったとばかり、その事業はもうなくなったんだよということをおっしゃってましたもんですから、職員がそういう発言すると、我々は信用しかしませんので、ぜひ今後、そういった事業も取り入れて、それとちょっときついかもわかりませんが、私は自分の仕事柄上、月、4、5回、全島を回るんですよ。そうしますと、今犬田布集落があとちょっとで橋に、県道改良終わりますね。そうしますと本伊仙行きますと、既に本伊仙にも事業着手しております。県道改良です。そうしますと徳之島町山回りしますと、畦のあそこら辺、のり面、法面工事、ほとんどやっております。

ですので、他の町がやっているのに、私たちの天城町の事業の徳之島土木の配分が僕は少ないんじゃないかなという気がしてならないんですよ。我々が議員になった当時は、大島郡全体を見回して、それぞれの町に予算配分が平等にされているような、そういう説明だったんですが、今はややもすると伊仙町であれ徳之島町であれ、天城町が、表現悪いんですけど、負けているんじゃないかなと、そういう気も持っておりますので、頑張っておられる予算は競争してでも取るような、それくらいの事業課長じゃないと、私はこれから大変じゃないかなと思いますので、自信を持って前向きに頑張ってくださいますようお願いしておきます。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑ありますか。

○10番（松山 善太郎議員）

直接予算、決算とは関係ないかも知れませんが、ここに載せてありますので、182ページです。事業の実績報告ということで、以前にも一度、それとなく聞いたんですが、182ページの下の方ですね。サトウキビ生産性向上とか増産基金事業、これがどうも気になるんですが、糖業振興会と言われればそれまでですけど、これ2億2千万近いんです。これだけの金が役場の会計も通らん、監査の目も通らないで、あちこちすり抜けていくのは非常に気になるわけですよ。この中をきれいに整理して、一旦上げてもらえませんか。

これを見ますと、例えば堆肥3tとかプリンスペイト10a981袋ですから、これが中には1万袋とかあるんですね。こんなに細かく書かれても、どれを幾らで、どれくらい買ったかというのが全然わからんわけですよ、普通見ただけでは。これ

きれいに整理して出してもらえませんか。金額とか、どこから、ほとんど農協だろうと思いますけど、できれば単価まで、幾らのものを買って、幾らのものを1万袋買ってこれだけというふうに、資料として提出してもらえませんか。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

サトウキビの増産基金なり国の補正事業、これが前々から一般会計を通らないということでご指摘があったところですが、全体の取り扱い上、こういうような形になっております。そういう中で我々としても、せめて農政課の事業実績の中には、しっかりと事業を行ったということを掲載しようということでやってきているところです。

今、松山議員のおっしゃることにつきまして、きれいな形に整理できれば、時間を要せずに整理できるかどうかわかりませんが、それぞれの事業において実績報告書ございますので、時間、短期間で出せって言われれば、実績報告書に書いていただき、また時間をいただければ、しっかりとまたそれを調整しながら整理するという形では提出できるかと思っております。

また、この4事業については、実績報告書を皆様に提出して、その中でまた見ていただきたいと思っております。

○議長（武田 正光議員）

ほかにありますか。

○10番（松山 善太郎議員）

同じところで184ページ、農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金）この中身についてですが、これ何度も何度も取り上げているんですが、これを見ますと非常に気になるんですね。75万円が2人というのは、25年度が2名で、これは終わりでしょうね、多分これで、半分ずつ、半年ずつで。となるとあと残るのが3名ということになります。27年度が2名、28年度が1名ですよ。29、30がないんですけど、これ新しく該当した人はいないということですかね。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

ここ近年2年間で新規がいません。今期、今年度なんですけど、今3名が今いろいろ細かいところで調整中でありまして、最終的には結果、どうなるかわかりませんが、今3名が申請で調整中ということです。

○10番（松山 善太郎議員）

29も30も、例えば28に1人ですけど、農業センターで研修受けているのは何名かいるんじゃないですか、毎年、2とか3とか4とか。その人なんかは、これ

に該当しない人ばかりなんですか。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

この事業創設当初から幾らかの要件がございました。たしか当初は8つほど。今現在も8つほどの要件はあるんですけども、その中で年齢の制限ですとか、あと農地を所有する、また第3親等以外から借りるとか、そういった細かい要件がございました。ですので、単純に新規就農者を始めた、始めましたということで、この事業に該当する全員が全員、該当するものではありません。

また、違うところでは、例えば営農口座、我々農協の口座のことを営農口座というふうに関係課は判断しておりますが、そういったところにサトウキビであれ肉用牛であれ、作物の収入金が入っているってということで農業を開始したという判断がされますので、そういうことで開始年度が5年以上前であれば、必然的に該当しないということになります。

ですので、そういった細かい要件ございますので、その辺をしっかりと精査しながら、該当する、しないを決めているというところでございます。

○10番（松山 善太郎議員）

課長、要件があるというのはわかっているんですよ。最初から、私はこの問題をずっと取り上げて相談をしているわけですね。今言った、5年以上前からやっていた分、農協行って口座一つ持って、そこにお金入れればいいんじゃないですか。県の人なんかはそこ来て、あんたの口座は前のも前のもあるんじゃないのなんて言いませんよ。所有権だって賃貸権だって、5年後に持っていればいいというふうになったんじゃないですか、最近。もともとはその時点でなかったらだめでしたよ。だけど、親族もあるようになっているはずですよ、今。何年か前から、非常に条件がある程度、当初と比べたら緩くなっている。そんなにまで難しくない。それを担当が全然やる気がないんじゃないですか、極端に言えば。これは探して、これこそ後継者、こういうのを探して150万上げるのが仕事じゃない。

何回も言いますよ。こういうのを多少、多少無理してでもやるのが仕事だがね、お互いの。それをこの条件があるからできない、この条件があるからできない、できない、できないと言ったら何もできませんよ。天から降ってくるものじゃないから。そこら辺を、前から余りこの件については結構やり合っていますので、余り言いたくないんですけど、目に余りますよ。29も30もないというのは。1人ぐらいいいますよ、これだけいるわけだから、今。畜産もあれだけ盛んになっている。あそこに35以下の子、いますよ、多分。全くいないということはない。

だから、そこら辺、できないとばかり言わんで、どうしたらできるか、多少ごま

かしてもいいんじゃないですか。ばれてもともとだがね。返せばいいだけだから。だから、そこら辺をもうちょっと太っ腹で、太っ腹過ぎる人もいますよ、結構、すれすれで危ない人も。そこまではやれとは言いませんので、もうちょっと、先ほどあっちもこっちも言われていますので、もうちょっと頑張っしてほしいと、気持ちは一緒よ、見たら、土木にしても何にしても。もうちょっと住民のため、公務員倫理、あそこに立ち返って、原点に立ち返って、誰のために働いているのか。多少無理してでも頑張らんといけないような気がしますけど。

以上です。

○議長（武田 正光議員）

ほかに。

○13番（平山 栄助議員）

委員会なんです、委員会室に町長をお呼びするのも失礼かなと思ひまして、大事なことなんです、185ページ開いてもらえますか。昨日で天城町の議会の一般質問終わりましたが、昨日はしっかり申し上げまして、3件ぐらい苦情の電話が来まして、なぜイノシシの被害がここまで拡大しているのに、誰一人として一般質問に取り上げられていない、そういう苦情も言われましたので、町長にもこれお願いなんです、イノシシの被害というのが、今これ全島に拡大しているんですよ。旧東天城へ行くと花徳なんかも庭先までイノシシが出没するという、非常にイノシシの活動範囲がどこと限定されていないような状況になってきているんですよ。

ですので、今後、このイノシシの駆除のあり方です。こないだ建設経済厚生常任委員会で対馬へ行ったんですが、人口は約3万2千ちょっとが、鹿が3万9千頭までふえているみたいです。そうしますと、その課長さんの話では人口より多いということで、国のそういう特別記念物、そこから排除してもらったみたいです。

ですので、今後、このイノシシの駆除のあり方を、ここまで被害が拡大してくると、これ3カ町全体の問題となってきますので、ここの備考欄にも書いておりますが、4.72ha、これぐらいの面積ではない状況、これの10倍、100倍になっているんじゃないかなと思うんですよ。ですので、これは通年通じた駆除ができないのか。

それと、今これ町費で520万ぐらい組んでおりますが、国費もちょっと入れてもらって、イノシシの捕獲金額も思いっきり5万円ぐらいまで上げた場合、いろんな人がまたふえてくると思うんです。

これを全町的に駆除体制もっていかないと、このままいくと頭数はふえるばかりであって、被害の蔓延が止まることないと思っていますので、そこら辺、町長と農政課長、町長は今日本会議中ですので、ぜひ町長のお考え、農政課長も何十年と

やられておりますので、何とかしてこれ駆除しないと、被害は一向にとまらないと思いますよ。いかがですか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

イノシシ防護柵を全町民で一斉にやったというのは、皆さん方、御承知のとおりであります。その後、イノシシもすごいすき間を狙って圃場の中に入ってくる。ある意味、また集落の中まで入ってきているということも見えてきておりますので、そしてまた地域の方々からも苦情、被害がひどいということです。

私たち行政でできることは一生懸命するし、またもう一方では、農家個々での対応もお願いしたいところでもありますけども、我々行政としてできることをもう一回、しっかりと洗い直していきたい。

そしてまた、今鹿児島県の農政部の直接の担当が、こちらの農村整備課の課長をされていた方、課長さんが今向こうのほうの直接の担当をしております。こないだも鹿児島出張したときに、いろんな農業センターの件とか、そういう話もしてきましたので、またもう一回、いろんな、国、県がもう一回、何か事業があるかどうか。またもう一つは、我々の地元でどのようなことができるか等を含めて、しっかりリセットといいますか、もう一回、し直す、そういった時期に来ているかなと思っております。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

確かに平山議員おっしゃるように、イノシシ被害、私のほうにも直接農家の方からいろんな現状の電話等がございます。そういう中で、先ほどの補正予算の中で、今までは禁猟期間中の捕獲報償だったんですが、補正の中で狩猟期間中もこちらから指示書を出す地区でとったイノシシについて、補償金を出そうということで予算化もしてあります。

また、先般、2名の方がイノシシのわなの免許取得に行ってまいりました。そういうことで捕獲対策のほうの強化もしているところです。

また一方では被害防止、こういったことがございます。議会の中で侵入防止柵の管理のあり方について、結構指摘受けておりますので、また集落の区長さん方とも相談しながら、点検、修繕、こういったものに努めていくということと、基本、根本的にイノシシが人を怖がらないと、そういうことに対して何らかの対策がないかというの、課内では考えております。

ある地区ではロケット花火を一斉に鳴らして、それで追いやるとか、そういった活動もしていますので、今、担当のほうにはそのようなロケット花火、爆竹を大量

にとれないかということも相談しております。

それと近々、9月20日なんですが、これ鹿児島の方なんですが、有害鳥獣の被害防止の研修会がございます。町の担当も行くんですが、今、区長の方2名程度は連れていけないかということで、今、ある方々に相談はさせていただいております。そういうことで捕獲対策と被害防止、集落ぐるみの被害防止というタイトルですが、そういったものもしっかり勉強して、また町民の農家の方にもいろんな情報流して、イノシシ対策の被害軽減に努めていければと思っております。

**○議長（武田 正光議員）**

これで質疑を終わります。不十分な点は、それぞれの委員会で十分決算審査をしていただきたいと思っております。以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第46号、平成30年度天城町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第47号、平成30年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第48号、平成30年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第49号、平成30年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第50号、平成30年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、先般お手元にお配りしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

**○議長（武田 正光議員）**

異議なしと認めます。

よって、議案第46号から議案第50号は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これからは委員会として、次の会議は9月20日金曜日午前10時より開会します。

以上で、本日はこれで散会します。

散会 午後 2時45分